

柴田町例外的サービス利用に対する申請の手続き

平成21年8月1日

同居家族に対するサービス制限について

原則として同居家族の就労を理由に生活援助のみのサービス提供は不可。
ケースバイケースとして対応するため、利用するときは、介護保険班からの承認が必要となる。

認定期間の半数以上を超えるショートステイの利用について

「おおむね半数を超えない利用」を基本とし、ケアマネジャーは、本人・家族に説明する必要がある。
利用するときは、介護保険班からの承認が必要となる。

訪問介護員などの散歩の同行について

利用者の自立支援に資するものとしてケアプランに位置づけられる長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である場合には、はじめに地域包括支援センターに相談する。

柴田町地域包括支援センター主任ケアマネジャーに事前連絡の上相談
【TEL 55-2159】

相談時必要書類

- 相談受付表記入
- フェイスシート
- アセスメントシート
- ケアプラン
- 支援経過等持参

① 例外的サービス利用申請書を作成し、提出

② サービス内容を変更して対応

介護保険班及び包括支援センターで検討

介護保険班より決定通知

サービス開始